

2024 年度介護報酬改定】BCP 未策定事業所を対象とする減算

2024 年度介護報酬改定に向けた検討の中で、業務継続計画(BCP)が未策定の場合に基本報酬を減算する案が厚生労働省から示されました。

なお、減算の適用を受けることになった場合でも、**4 月以降に計画を未策定の事業所は運営基準違反として指導監督の対象**となることになるため、留意が必要です。

目次

BCP 未策定減算は一定要件下または訪問サービスで 2027 年度から適用:厚労省原案
減算の経過措置期間でも違反は指導対象に:未だ 15%超の事業者が策定未着手
地域住民との防災訓練実施を 2027 年度改定での検討事項に

BCP 未策定減算は一定要件下または訪問サービスで 2027 年度から適用 :厚労省原案

11 月 27 日の社会保障審議会・介護給付費分科会で検討された案は、

感染症と自然災害のいずれか、または両方の業務継続計画が未策定の場合、**基本報酬を減算**する
というものです。検討会で明確な反対意見はなく、今改定での対応事項となる見通しです。

減算が適用されるタイミングは 2 段階あり、

- **施設・入居系サービスや通所系サービス**などは **24 年 4 月時点**で業務継続計画**未策定であれば原則減算**を適用する。

※「感染症の予防及びまん延防止のための指針」の整備と「非常災害に関する具体的計画」の策定を行っている場合は 26 年度末まで減算適用を免除。

- **訪問系サービスと居宅介護支援事業所**は、**26 年度末**まで減算の**対象外**。

となる方針です。

なお、**居宅療養管理指導**については、運営基準上で BCP 策定が義務付けられるまでの経過措置期間を **26 年度末**まで延長することも示されています。

業務継続計画未策定事業所に対する減算の取扱い

(1) 介護サービス

	区分
訪問介護	(2)
訪問入浴介護	(2)
訪問看護	(2)
訪問リハビリテーション	(2)
居宅療養管理指導 ※	(2)
通所介護	(1)
通所リハビリテーション	(1)
短期入所生活介護	(1)
短期入所療養介護	(1)
特定施設入居者生活介護	(1)
福祉用具貸与	(2)
特定福祉用具販売	(2)
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	(2)
夜間対応型訪問介護	(2)
地域密着型通所介護	(1)
認知症対応型通所介護	(1)
小規模多機能型居宅介護	(1)
認知症対応型共同生活介護	(1)
地域密着型特定施設入居者生活介護	(1)
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	(1)
看護小規模多機能型居宅介護	(1)
居宅介護支援	(2)
介護老人福祉施設	(1)
介護老人保健施設	(1)
介護療養型医療施設	(1)
介護医療院	(1)

(2) 介護予防サービス

	区分
介護予防訪問入浴介護	(2)
介護予防訪問看護	(2)
介護予防訪問リハビリテーション	(2)
介護予防居宅療養管理指導	(2)
介護予防通所リハビリテーション	(1)
介護予防短期入所生活介護	(1)
介護予防短期入所療養介護	(1)
介護予防特定施設入居者生活介護	(1)
介護予防福祉用具貸与	(2)
特定介護予防福祉用具販売	(2)
介護予防認知症対応型通所介護	(1)
介護予防小規模多機能型居宅介護	(1)
介護予防認知症対応型共同生活介護	(1)
介護予防支援	(2)

(1) 原則減算の対象
(ただし、令和8年度末までの間、感染症の予防及びまん延防止のための指針及び非常災害対策計画が策定されている場合は減算しない)

(2) 令和3年度報酬改定において感染症の予防及びまん延防止のための指針の整備が義務付けられて間もないこと及び非常災害対策計画の策定が求められていないことを踏まえ、令和8年度末まで減算の対象としない
※ 居宅療養管理指導については、減算の対象としない
ことに加えて、令和5年度末までの義務付けに係る経過措置期間を令和8年度末までに延長する

感染症指針及び非常災害対策計画の策定義務について

○ 感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備については、全ての介護サービス事業者には義務付けられている。
一方で、非常災害に関する具体的計画の策定については、訪問系サービス事業者、居宅介護支援事業者には義務付けられていない

(1) 介護サービス

	感染症指針	非常災害対策計画
訪問介護	○	○
訪問入浴介護	○	○
訪問看護	○	○
訪問リハビリテーション	○	○
居宅療養管理指導	○	○
通所介護	○	○
通所リハビリテーション	○	○
短期入所生活介護	○	○
短期入所療養介護	○	○
特定施設入居者生活介護	○	○
福祉用具貸与	○	○
特定福祉用具販売	○	○
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	○	○
夜間対応型訪問介護	○	○
地域密着型通所介護	○	○
認知症対応型通所介護	○	○
小規模多機能型居宅介護	○	○
認知症対応型共同生活介護	○	○
地域密着型特定施設入居者生活介護	○	○
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	○	○
看護小規模多機能型居宅介護	○	○
居宅介護支援	○	○
介護老人福祉施設	○	○
介護老人保健施設	○	○
介護療養型医療施設	○	○
介護医療院	○	○

(2) 介護予防サービス

	感染症指針	非常災害対策計画
介護予防訪問入浴介護	○	○
介護予防訪問看護	○	○
介護予防訪問リハビリテーション	○	○
介護予防居宅療養管理指導	○	○
介護予防通所リハビリテーション	○	○
介護予防短期入所生活介護	○	○
介護予防短期入所療養介護	○	○
介護予防特定施設入居者生活介護	○	○
介護予防福祉用具貸与	○	○
特定介護予防福祉用具販売	○	○
介護予防認知症対応型通所介護	○	○
介護予防小規模多機能型居宅介護	○	○
介護予防認知症対応型共同生活介護	○	○
介護予防支援	○	○

※「○」は、感染症の予防及びまん延防止のための指針の整備や、非常災害に関する具体的計画の策定が基準省令において、義務とされていることを表している。

※義務化の時期

- 感染症指針
 - ・ 入所系 平成18年度
 - ・ 入所系以外 令和6年度(令和3年度から3年間は経過措置期間)
- 非常災害対策計画(サービスにより異なる。以下は一部の例)
 - ・ 介護老人福祉施設 昭和41年度
 - ・ 介護老人保健施設 昭和63年度
 - ・ 通所介護 平成12年度

減算の経過措置期間でも違反は指導対象: 15%超の事業者が策定未着手

厚労省の担当者は、24 年度改定でこの減算を導入した場合でも、**運営基準上の違反があれば「指導監督の対象」となる**と明言しています。たとえ減算の**経過措置期間**であっても現行案では 4 月以降は**居宅療養管理指導以外**の全てのサービスで**運営基準違反という形で指導の対象**となるため留意が必要です。

なお、23 年度の調査によると(令和 5 年度改定検証調査・速報値)業務継続計画を「策定完了している」または「策定中」と回答した事業所の割合は感染症で 83.9%、「未策定(未着手)」が 15.6%、自然災害では「策定完了」または「策定中」が 81.7%、「未策定(未着手)」が 17.1%です。

地域住民との防災訓練実施を 2027 年度改定での検討事項に

厚労省は今回の分科会で、介護施設や事業者が実施する防災訓練において地域住民の参加を促すための施策を 2027 年度の検討事項とすることも提案しています。

現状では**訪問系サービスを除くサービス**に、訓練に当たり**地域住民と連携することが努力義務**とされています。

非常災害対策の基準省令における位置づけ

社保審－介護給付費分科会

第224回 (R5.9.15) 資料 2

該当サービス	施設サービス	通所系・居住系サービス 【主なサービス：通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、看護小規模多機能型居宅介護、特定施設入居者生活介護】	小規模多機能型居宅介護 認知症対応型共同生活介護	訪問系サービス 居宅介護支援等
義務	○非常災害に関する具体的計画の策定 ○関係機関への通報・連携体制の整備、従業者への周知 ○定期的な避難等訓練			—
努力義務	○訓練の実施に当たって地域住民との連携			
(参考) 基準省令の 規定の例	第26条 指定介護老人福祉施設は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。 2 指定介護老人福祉施設は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。			—
(参考) 解釈通知の例	29 非常災害対策 (1) 基準省令第26条は、指定介護老人福祉施設は、非常災害に際して必要な具体的計画の策定、関係機関への通報及び連携体制の整備、避難、救出訓練の実施等の対策について万全を期さなければならないこととしたものである。 (2) 「関係機関への通報及び連携体制の整備」とは、火災等の災害時に、地域の消防機関へ速やかに通報する体制をとるよう職員に周知徹底するとともに、日頃から消防団や地域住民との連携を図り、火災等の際に消火・避難等に協力してもらえるような体制作りを求めることとしたものである。 また「非常災害に関する具体的計画」とは、消防法施行規則(昭和36年自治省令第6号)第3条に規定する消防計画(これに準ずる計画を含む。)及び風水害、地震等の災害に対処するための計画をいう。この場合、消防計画の策定及びこれに基づく消防業務の実施は、消防法第8条の規定により防火管理者を置くこととされている指定介護老人福祉施設にあってはその者に行わせるものとする。また、防火管理者を置かなくてもよいこととされている指定介護老人福祉施設においても、防火管理について責任者を定め、その者に消防計画に準ずる計画の策定等の業務を行わせるものとする。 (3) 同条第2項は、介護老人福祉施設が前項に規定する避難、救出その他の訓練の実施に当たって、できるだけ地域住民の参加が得られるよう努めることとしたものであり、日頃から地域住民との密接な連携体制を確保するなど、訓練の実施に協力を得られる体制づくりに努めることが必要である。訓練の実施に当たっては、消防関係者の参加を促し、具体的な指示を仰ぐなど、より実効性のあるものとする。			

20

実際に参加している事業所の割合は先述の検証調査によると 8.7%で、地域住民の参加を求めているが、参加がない事業所の割合は 48.7%です。

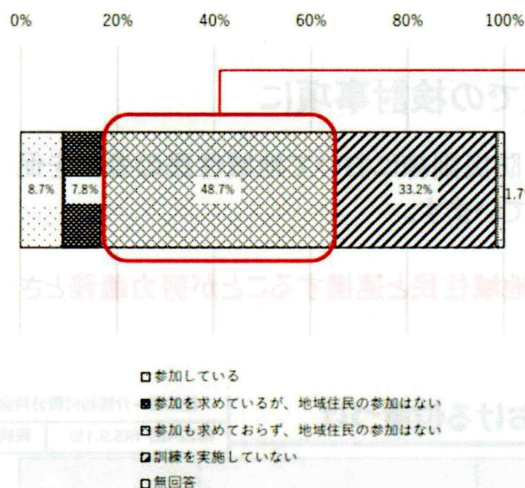
(1) 介護サービス事業者における業務継続に向けた取組状況の把握及びICTの活用状況に関する調査研究事業

3. 結果概要

【事業所調査：災害対応における地域との連携（問29・問30）】

- 災害対応訓練への地域住民の参加有無は、「参加も求めておらず、地域住民の参加はない」と回答した割合が48.7%で最も高かった。
- 住民の参加を得ることが困難な理由は、「感染症対策により大人数での訓練が困難」と回答した割合が51.2%で最も高かった。

図表37 Q29 地域住民の訓練への参加有無 (N=4,990)



図表38 Q30 訓練時に地域住民の参加が得られない理由 (N=2,839)

【複数回答】

